

吸収合併に係る事前開示書類

2025年8月26日

株式会社A r e n t

2025年8月26日

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項)

東京都港区浜松町二丁目7番19号
株式会社A r e n t
代表取締役 鴨林 広軌

株式会社A r e n t (以下「甲」といいます。)及び株式会社P l a n t S t r e a m (以下「乙」といいます。)は、2025年8月22日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2025年10月1日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)
完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。
3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第2号)
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)
 - (1)吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第191条第3号イ)
別紙2に記載のとおりです。
 - (2)吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)
該当事項はありません。
 - (3)吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

① 株式会社スタッグの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化

甲は、2025年7月1日付で株式会社スタッグ（本社：神奈川県横浜市、代表取締役：石田泰三、以下「スタッグ」といいます。）の発行済株式の一部を取得（以下、本号において「本株式取得」といいます。）したうえで、スタッグとの間で締結した株式交換契約に基づき、2025年7月4日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました（以下、本号において「本株式交換」といいます。）。本株式取得の概要等は以下のとおりです。

株式取得の相手先の氏名等	石田 泰三、石田 まどか、株式会社ニューメディア総合企画
株式取得の相手先の住所等	神奈川県横浜市
上場会社との関係	資本関係・人的関係・取引関係・関連当事者への該当はありません。また、関連当事者にも該当いたしません。
異動前の所有株式数	0株（議決権の数：0個）（議決権所有割合0%）
取得株式数	201株（議決権の数：201個）（議決権所有割合：50.25%）
取得価額	スタッグの普通株式：544百万円
異動後の所有株式数	201株（議決権の数：201個）（議決権所有割合：50.25%）

本株式交換の概要等は以下のとおりです。

本株式交換の方式	本株式交換は、甲を株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換となります。また、本株式交換により甲からスタッグの株主に交付する対価は、甲の株式のみとなります。
本株式交換に係る割当ての内容	本株式交換に係る割当比率： 甲1：スタッグ495 本株式交換により交付する株式数： 甲普通株式：98,505株

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1 (吸収合併契約書)

(添付のとおり)

吸収合併契約書

株式会社A r e n t（以下「甲」という。）及び株式会社P l a n t S t r e a m（以下「乙」という。）は、2025年8月22日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）株式会社A r e n t
（住所）東京都港区浜松町二丁目7番19号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）株式会社P l a n t S t r e a m
（住所）東京都港区浜松町二丁目7番19号

第3条（合併対価）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

甲の資本金及び準備金の額は、本合併により増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年8月22日

甲： 東京都港区浜松町二丁目7番19号
株式会社A r e n t
代表取締役 鴨林 広軌



乙： 東京都港区浜松町二丁目7番19号
株式会社P l a n t S t r e a m
代表取締役 三木 武人



別紙 2（吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

第5期 事業報告

（ 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

前事業年度に引き続き、当事業年度においても、国内外のプラントオーナーやエンジニアリング会社より PlantStream®の評価検証業務を請けたり、PlantStream®のトライアルライセンスを顧客に提供したりすることを通じて、PlantStream®が顧客の業務に適用可能であることを示してまいりました。その結果、前事業年度迄にライセンスを提供していた 19 社に加えて、新たに国内外の 4 社にライセンスの提供を行うに至りました。

また、顧客のニーズに応え続けるために、継続的に PlantStream®の機能追加及び保守を行っており、当事業年度には 4 回のメジャーバージョンアップを実施しております。この効果もあり、2021 年 4 月に PlantStream®を正式リリースして以降、解約社数 0 社を維持しています。

加えて、前事業年度に引き続き、1 社より PlantStream®のカスタマイズ開発を受託し、順調に開発を継続しています。また、PlantStream®の販売において、事業成長性は見込まれているものの、海外向けの受注のリードタイムが長くなり、販売量の成長が当初想定よりも遅れていることに伴い、2025 年 3 月期の決算においては売上高・営業利益が計画を下回っております。

そのような状況を鑑み、PlantStream®のソフトウェア資産について、回収可能性を検討いたしました。

この結果、ソフトウェアの減損損失として特別損失 1,229,178 円を計上し、売上高は 721,590 千円、営業損失は 541,964 千円、経常損失は 549,104 千円、当期純損失は 1,789,083 千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は 590,349 千円で、主にプラントエンジニアリング事業向けの設計システムに関するソフトウェアに対する設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

借入により 5 億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 営業・マーケティングの強化

当事業年度は、前事業年度に引き続き、海外需要の掘り起こしを目的として、海外の展示会の出展や顧客訪問を積極的に行ってきました。また、マーケティングについても、ホームページリニューアルや自社オンラインセミナーを含む各種リード獲得・ナーチャリング施策の強化に取り組みました。海外の新規顧客獲得や既存顧客のアップセルに結び付くと共に、海外顧客のトライアル数、契約社数、ライセンス売上高の増加に繋がっており、翌事業年度以降の売上に寄与する見込みです。しかしながら、主に海外の顧客からの受注までのリードタイムが想定を上回り、売上・資金繰りの計画に支障が生じました。リードタイムを縮めるためにも、現地での営業活動の拡充が必要と考えており、現地営業体制の強化に向けて検討を進めております。

② PlantStream®の機能向上

PlantStream®を正式リリースした2021年4月以降、多くの顧客からPlantStream®に対する意見を頂いており、より多くの顧客のニーズに応えるために、継続的な機能の追加及び改良を行って参ります。

③ 資金繰り

当事業年度の売上高は期初計画の未達、ライセンス販売の受注の遅れがありました。それに伴い、当事業年度の期末現預金残高は期初計画を下回りました。加えて、翌事業年度において上記①の通り海外現地営業体制の強化を実施し、また上記②に記載の通りPlantStream®の機能向上のための設備投資を継続するために運転資金の調達について検討を行っております。

設備投資を踏まえた資金繰りを行い、必要に応じて資金調達を実施する検討を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第3期 (2023年3月期)	第4期 (2024年3月期)	第5期 (2025年3月期)
売上高(千円)	192,172	349,983	721,590
当期純損失(△)(千円)	△504,210	△577,812	△1,789,083
1株当たり当期純損失(△)(円)	△163,918.91	△157,270.81	△486,957.90
総資産(千円)	2,629,519	2,133,328	950,532
純資産(千円)	2,376,730	1,798,917	9,834

区分	第3期 (2023年3月期)	第4期 (2024年3月期)	第5期 (2025年3月期)
1株当たり純資産(円)	646,905.40	489,634.59	2,676.69

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、従来株式会社 Arent と千代田化工建設株式会社が 50%ずつ出資する合弁会社として設立されておりましたが、2025年3月17日付で株式会社 Arent が千代田化工建設株式会社保有全株式を取得し、当社は株式会社 Arent の 100%子会社となりました。

親会社の名称：株式会社 Arent

所在地：東京都港区浜松町 2-7-19

持株比率：100%

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である株式会社 Arent とソフトウェアの開発委託に関する取引をおこなっており、取引条件は独立第三者間の通例に従い決定しております。

また、親会社の株式会社 Arent より短期借入金 500 百万円の資金融通がありました。なお、取引条件は一般市中金利と同等となっております。

③ 子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容

プラントエンジニアリング業界向けのソフトウェアの開発、アップデート及び販売事業を主要な事業として行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

本社：東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数：20名

(注) 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

(10) 主要な借入先

株式会社 Arent

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あかり監査法人は、会社法第 427 第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

第5期 事業報告の附属明細書

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

1. 親会社等との間の取引に関する事項
記載すべき事項はございません。

2. その他
記載すべき事項はございません。

以上

第5期 計算書類

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

株式会社PlantStream

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	519,057	流動負債	940,698
現金及び預金	380,540	関係会社短期借入金	500,000
売掛金	88,787	未払金	203,223
前払費用	9,237	未払費用	7,743
未収消費税等	40,415	未払法人税等	950
その他	75	前受金	224,948
固定資産	431,475	預り金	545
有形固定資産	392	賞与引当金	3,287
工具器具備品	392	負債合計	940,698
無形固定資産	431,082	(純資産の部)	
商標権	1,082	株主資本	9,834
ソフトウェア	373,358	資本金	100,000
ソフトウェア仮勘定	56,641	資本剰余金	3,178,306
		資本準備金	1,699,765
		その他資本剰余金	1,478,540
		利益剰余金	△3,268,471
		その他利益剰余金	△3,268,471
		繰越利益剰余金	△3,268,471
		純資産合計	9,834
資産合計	950,532	負債・純資産合計	950,532

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		721,590
売上原価		1,058,814
売上総損失(△)		△337,224
販売費及び一般管理費		204,740
営業損失(△)		△541,964
営業外収益		
受取利息	167	
雑収入	1,059	1,226
営業外費用		
支払利息	6,328	
為替差損	2,037	8,366
経常損失(△)		△549,104
特別損失		
固定資産除却損	9,850	
減損損失	1,229,178	1,239,028
税引前当期純損失(△)		△1,788,133
法人税、住民税及び事業税		950
当期純損失(△)		△1,789,083

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	1,699,765	1,478,540	3,178,306	△1,479,388	△1,479,388	1,798,917	1,798,917
当期変動額								
当期純損失(△)					△1,789,083	△1,789,083	△1,789,083	△1,789,083
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,789,083	△1,789,083	△1,789,083	△1,789,083
当期末残高	100,000	1,699,765	1,478,540	3,178,306	△3,268,471	△3,268,471	9,834	9,834

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアのライセンス販売に係る収益は、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス契約期間にわたり知的財産にアクセスする権利であるため、ライセンス契約期間もしくは提供期間にわたり収益を認識しております。

ソフトウェアの検証代行に係る収益は、当社が提供するソフトウェアを顧客が導入することの有用性を検証するサービス提供であり、この有用性検証を行う履行義務を負っていることから、当社が有用性検証結果を顧客に提供し、顧客がこれを検収した時点で収益を認識しております。

ソフトウェア開発業務（準委任契約）における履行義務は、ソフトウェア開発の役務提供であり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、履行義務の充足期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	431,475 千円
減損損失	1,229,178 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産又は資産グループにおいて減損をしている可能性を示す兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社を一体としてグルーピングを行っております。

当社は、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前キャッシュ・フローの見積りは、直近の販売状況を踏まえた最新の事業計画を基礎として作成しており、将来における獲得見込み顧客へのライセンス販売額（単価に件数を乗じた金額）、既存顧客及び将来における獲得見込み顧客の顧客単価上昇率・解約率・継続率を主要な仮定としております。

これらの主要な仮定について、今後の継続的な経営成績の悪化や経済環境の変化等により見直しが必要となった場合には、追加の減損損失の計上に伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 651 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,258 千円

短期金銭債務 183,994 千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 62,216 千円

売上原価 384,822 千円

販売費及び一般管理費 97,308 千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	1,067,266
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	161,912
合計			1,229,178

②減損損失の認識に至った経緯

当社が保有する事業用資産について、減損の兆候が認められたことから将来の回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

③資産のグルーピングの方法

当社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社一体としてグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法

当事業年度において減損損失を認識した資産の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを、税引前の加重平均資本コスト 15.54%で割り引いて算出しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	3,674 株	－株	－株	3,674 株

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はございません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はございません

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

該当事項はございません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金であります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は1,198,144千円であります。

また、「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から新たに防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等については従来の34.59%から35.43%になります。この税率変更による影響は軽微です。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定して運用しております。

また、主に運用資金に関して親会社である株式会社Arentから短期借入金により調達しております。短期借入金は、決算日後1年以内の返済期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「関係会社短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
親会社 (注7)	㈱Arent	東京都港区	システム開発事業	(被所有) 直接 100.0%	役員の兼任 システム開発 の委託 出向者の受入	出向料の支払 (注2)	68,965	未払金	12,242
						システム開発の委託 (注3)	615,015	未払金	111,100
						受託開発業務の委託 (注4)	333,340	未払金	60,652
						資金の借入 (注5)	500,000	関係会社 短期借入金	500,000
						利息の支払 (注5)	6,328	未払費用	6,328
その他の 関係会社 (注8)	千代田化工 建設㈱	神奈川県 横浜市	エンジニア リング事業	(被所有) 直接 50.0%	出向者の受入 ソフトウェア ライセンスの 販売	出向料の支払 (注2)	50,471	未払金	8,570
						ソフトウェアライセンスの 販売 (注6)	51,851	前受金	45,100

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 出向者の受入による出向料は、出向基本契約を締結し、出向元の給与及び出向割合を基準に双方協議のうえ、決定しております。
3. システム開発委託料は、技術支援基本契約を締結し、一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。
4. 当社が顧客より受託したシステム開発業務のシステム開発委託料は、技術支援基本契約を締結し、一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。
5. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
6. ソフトウェアライセンス料は、ソフトウェア使用許諾契約を締結し、一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。
7. 2025年3月17日付で、株式会社Arentが当社の株式を追加で取得したことに伴い当社の親会社に該当することとなりました。なお、議決権の被所有割合については、当事業年度末時点のものであります。
8. 2025年3月17日付で、当社のその他の関係会社に該当しなくなっております。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者ではなくなった時点での残高を記載しております。なお、議決権等の被所有割合については、関連当事者であった時点のものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,676円69銭

1 株当たり当期純損失 (△)

△486,957 円 90 銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、親会社の株式会社 Arent との間で借入金返済条件の変更に関し、2025 年 4 月 30 日に借入金返済条件の変更に関する契約を締結しております。

- (1) 目的 運転資金の確保
- (2) 借入先の名称 株式会社 Arent
- (3) 条件変更の内容

2025 年 4 月 30 日に返済期限の到来する約定返済分の元金 (500,000 千円) について、返済期日を 2025 年 10 月 31 日に変更する。

- (4) 契約の締結時期

2025 年 4 月 30 日

- (5) 条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

第5期 附属明細書

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月 31日

株式会社 PlantStream

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額 (*1)	当期減少額 (*2) (*3)	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	工具器具備品	643	—	—	250	392	651	1,044
無形固定資産	商標権	1,282	—	—	199	1,082	—	—
	ソフトウェア	1,459,229	599,432	1,077,116 (1,067,266)	608,186	373,358	—	—
	ソフトウェア 仮勘定	227,636	590,349	761,344 (161,912)	—	56,641	—	—
	計	1,688,148	1,189,781	1,838,461 (1,229,178)	608,386	431,082	—	—

(*1) 当期増加額の内容は次のとおりであります。

ソフトウェア PlantStream® 599,432 千円

ソフトウェア仮勘定 PlantStream®の改良に伴う開発 590,349 千円

(*2) ソフトウェアの当期減少額は除却による減少、ソフトウェア仮勘定の当期減少額はソフトウェアへの振替によるものであります。

(*3) 当期減少額の（ ）は内数で、当期減損損失計上額を記載しております。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	2,084	6,524	5,321	3,287

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
出 向 負 担 金	96,371	
業 務 委 託 費	41,608	
旅 費 交 通 費	26,055	
支 払 手 数 料	15,213	
広 告 宣 伝 費	10,169	
地 代 家 賃	5,832	
賃 金	3,057	
保 険 料	1,333	
通 信 費	1,265	
法 定 福 利 費	770	
会 議 費	713	
水 道 光 熱 費	600	
そ の 他	1,749	
計	204,740	

(注) 本附属明細書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社PlantStream

監査役 中嶋 翼 殿

あかり監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

中田 啓

指定社員

業務執行社員

公認会計士

進藤 雄士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社PlantStreamの2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事

項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第5期 計算書類

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

株式会社 PlantStream

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等からその職務の執行状況について聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、全社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月25日

株式会社 PlantStream

監査役 中嶋 翼